

証券コード 7065
2024年11月8日
(電子提供措置開始日 2024年11月5日)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

山口県宇部市寿町三丁目5番26号
ユーピーアール株式会社
代表取締役 社長執行役員 酒田 義矢

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第46回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト<https://www.upr-net.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ユーピーアール）又は証券コード（7065）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年11月25日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスして、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日時 2024年11月26日(火曜日) 午前10時(受付開始: 午前9時30分)
2. 場所 山口県宇部市島一丁目7番1号
国際ホテル宇部 3階 ダイヤモンドホールⅡ
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 (1) 第46期(2023年9月1日から2024年8月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第46期(2023年9月1日から2024年8月31日まで) 計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
第4号議案 非常勤社外取締役及び非常勤社外監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

* 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

* 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておらず、上記各ウェブサイトに掲載しています。

会計監査人及び監査役は以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。

【事業報告】 主要な事業内容、主要な営業所及び拠点、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他当社グループの現況に関する重要な事項、株式の状況、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】 連結株主資本等変動計算書、連結注記表

【計算書類】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

【監査報告】 計算書類に係る会計監査報告

* 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

* 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年11月26日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年11月25日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年11月25日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXX年XX月XX日

見本

〇〇〇〇〇〇

投票日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXXX0000XXXXXXX

パスワード XXXXX

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

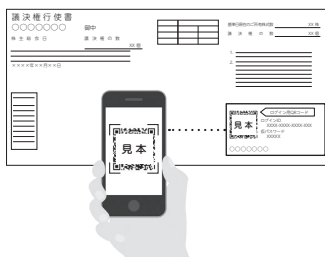
インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使書用紙のスクリーンショット。画面には「株式会社」のロゴと「議決権行使書」のタイトルが表示されています。下部には「賛成」「反対」「棄権」などのボタンがあります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2023年9月1日から)
(2024年8月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境は、個人消費が低迷し回復に時間を要しているものの緩やかな持ち直しの動きがみられました。先行きについては、各種政策の効果もあり緩やかな回復が続くことが期待される中で、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等が経済環境に与える影響には十分注意する必要性があり、依然として不透明な状況が続くものと思われます。

当社グループの当連結会計年度が2年目となる中期経営計画2025 (ver.2) (2023年8月期から2025年8月期) では、「豊かな社会インフラの構築をDXで実現し、循環型社会に貢献する」という基本方針のもと、パレットというハードのレンタルにとどまらず、生産工場から消費者へとモノを運ぶうえで、物流の川上から川下までのあらゆる課題解決に取り組むソリューション提案企業を目指し、企業価値の向上を図ることとしております。

物流業界においては、トラックドライバーの時間外労働を制限する働き方改革関連法の適用が2024年4月1日から開始となりました。何も対策を講じなければ2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性があるとも言われている「物流の2024年問題」の対応策として、政府は2023年6月に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」より商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策をまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」を閣議決定いたしました。その後、10月に2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の前倒しを図るため「物流革新緊急パッケージ」を策定し、トラックGメンによる荷主・元請事業者の監視体制の強化を行い、2024年1月に初の勧告2件の実施、2月には2030年度に向けた政府の中長期計画を発表、5月には物流の持続的成長を図るため「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が公布されるなど、従来にはない積極的な姿勢で「2024年問題」の対策を着々と進めております。企業の「2024年問題」への対応にはバラつきがみられますが、レンタル方式によるパレット輸送は、荷待ちや荷役時間の短縮に有効な手段であり、パレットの回収業務の負担軽減及び流失防止の仕組みもあることから高い関心を集めており、輸送用レンタルパレットの需要は順調に推移しました。保管用レンタルパレットについては、円安の影響による輸入価格の上昇や物価上昇による消費者の節約志向などの理由により貸出先倉庫の荷動きが停滞し、在庫量の減少傾向が続くなど需要は低迷しました。また、パレット保有枚数の増加に伴い、減価償却費に加え保管費用も増加しました。更に、人件費やエネルギーコストの上

昇に伴い、デポ運営費用や運送費用が増加したため、これらの費用の増加分を吸収するためにレンタル単価への転嫁を開始しました。販管費については、2023年9月よりベースアップを実施し、人件費が増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は15,463百万円（前連結会計年度比4.2%増）、営業利益は578百万円（同30.3%減）、経常利益は878百万円（同26.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は597百万円（同19.7%減）となりました。

当社の事業は、物流事業（パレットレンタル、パレット販売、アシストスーツ、物流IoT）とコネクティッド事業（ICT、ビークルソリューション）です。

事業別の状況は次のとおりであります。

物流事業におきましては、輸送力不足により運べなくなるリスクを回避するためにパレット輸送は有効な手段であり、パレットの回収業務の負担軽減及び流出防止の仕組みが充実しているレンタル方式によるパレット輸送への関心は高まっています。企業の「2024年問題」に対する取り組みにはバラつきがみられますが、輸送用レンタルパレットにおいて、当社のレンタルパレットを活用した家庭紙の共同利用・共同回収は、取り扱いが増加し順調に推移しました。また、パレット輸送が進んでいない業界へのアプローチも進捗しております。5月には日本パレットレンタル株式会社との共通のサービス基盤である「X-Rental®オープンプラットフォーム」（クロスレンタルオープンプラットフォーム、略称「XROP」※読み：クロップ）の本格的な共同運用を開始し、パレット輸送化の拡大推進を図っております。保管用レンタルパレットについては、港湾地区の冷蔵・冷凍倉庫向けを中心に円安の影響による輸入価格の上昇を主要因として輸入量が減少したこともあり、在庫水準が前年同期を下回るようになり、需要は低迷しました。販売は企業の物流拠点投資も継続しており好調に推移しました。また、海外事業も好調に推移しました。物流IoT事業は、医薬品等の高付加価値商品輸送（GDP）が貢献しました。アシストスーツは、代理店オリジナル品の大口受注をはじめサポートジャケットシリーズ新商品が大手量販店で販売が開始されました。

以上の結果、物流事業では売上高は14,361百万円（前連結会計年度比5.0%増）、セグメント利益2,075百万円（同12.9%減）となりました。

コネクティッド事業におきましては、ICTにおいて、駐車場遠隔監視ソリューションが順調に推移しました。DXタグは商用運用を開始し、牛の発情・体調管理で実証実験を進めるなか徐々に受注も増加しているものの、当連結会計年度においては当初の計画を大幅に下回りました。ビークルソリューションは、レンタカーやカーシェアリングの需要が高まっており、車載器販売を中心に好調に推移しました。また、つくば市での自主事業についても、会員の増加傾向が続いております。

以上の結果、コネクティッド事業の売上高は1,101百万円（前連結会計年度比4.2%減）、セグメント損失179百万円（前連結会計年度はセグメント損失165百万円）となりました。

事業別売上高

事業区分	第 45 期 (2023年8月期) (前連結会計年度)		第 46 期 (2024年8月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
物流事業	13,683百万円	92.2%	14,361百万円	92.9%	677百万円	5.0%
コネクティッド事業	1,149	7.8	1,101	7.1	△48	△4.2
合 計	14,833	100.0	15,463	100.0	629	4.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3,265百万円で、その主なものは、パレット等物流機器のレンタル資産取得であります。

各事業別の設備投資額は次のとおりであります。

当連結会計年度中に取得した主要設備

物流事業： 3,157百万円

コネクティッド事業： 40百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,000百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 43 期 (2021年 8 月期)	第 44 期 (2022年 8 月期)	第 45 期 (2023年 8 月期)	第 46 期 (当連結会計年度) (2024年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	12,927	13,329	14,833	15,463
経 常 利 益 (百万円)	850	1,114	1,192	878
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	561	680	743	597
1 株当たり当期純利益 (円)	73.31	88.90	97.11	77.99
総 資 産 (百万円)	18,528	19,598	20,898	21,470
純 資 産 (百万円)	7,215	7,821	8,505	9,025
1 株当たり純資産額 (円)	939.47	1,015.35	1,101.43	1,164.88

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 43 期 (2021年8月期)	第 44 期 (2022年8月期)	第 45 期 (2023年8月期)	第 46 期 (当事業年度) (2024年8月期)
売 上 高(百万円)	12,509	12,893	14,338	14,538
経 常 利 益(百万円)	805	1,031	1,130	784
当 期 純 利 益(百万円)	458	637	717	537
1 株当たり当期純利益 (円)	59.84	83.19	93.63	70.14
総 資 産(百万円)	18,335	19,153	20,252	20,972
純 資 産(百万円)	7,080	7,612	8,234	8,664
1 株当たり純資産額 (円)	924.46	993.82	1,075.05	1,131.17

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ウベパレットサービス株式会社	30百万円	100.0%	木製パレットの製造、補修及びデポ事業
UPR Singapore Pte.Ltd.	1,000千SGD	100.0	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR(Thailand)Co.,Ltd.	10,000千THB	49.0	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR Solution (Malaysia) Sdn.Bhd.	1,100千MYR	90.9	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR VIETNAM CO.,LTD	697千USD	100.0	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR Services Inc.	200千USD	100.0	追跡ソリューション事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、個人消費が低迷し回復に時間を要しているものの緩やかな持ち直しの動きがみられました。先行きについては、各種政策の効果もあり緩やかな回復が続くことが期待される中で、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等が経済環境に与える影響には十分注意する必要があり、依然として不透明な状況が続くものと思われます。

物流業界においては、トラックドライバーの時間外労働を制限する働き方改革関連法の適用が2024年4月1日から開始となりました。何も対策を講じなければ2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性があるとされている「物流の2024年問題」について、政府は、従来にはない積極的な姿勢で「2024年問題」の対策を着々と進めております。また、パレット標準化に向けた取り組みの中で2030年度の目標が公表されるなど、レンタル方式によるパレット輸送については今後も継続して需要が見込まれるものと想定しております。

このような事業環境のもと、当社グループは事業ごとの課題を以下のとおり認識し、それぞれの施策を強力に推し進めております。

① パレット等物流機器のレンタル事業：

トラックドライバーの荷待ち時間、荷役時間を短縮することができるパレット輸送は、2024年問題への有効な手段です。企業の「2024年問題」への対応にはバラつきがみられますが、レンタル方式によるパレット輸送は、荷待ちや荷役時間の短縮に有効な手段であり、パレットの回収業務の負担軽減及び流失防止の仕組みもあることから高い関心を集めております。当社は、これまで手積み・手下ろしを行ってきた業界を中心に、レンタルパレットを使ったパレット輸送の仕組みを提案し、家庭紙の共同利用・共同回収など取り扱いが拡大しております。また、パレット輸送に伴うパレット管理の負担を軽減するため、一部のお客様にはアクティブRFIDタグを搭載した「スマートパレット®」や画像認識技術を使った「パレットファインダー®」をご利用いただいています。

2024年5月より、レンタルパレットのサービス基盤「X-Rental®オープンプラットフォーム」（クロスレンタルオープンプラットフォーム、略称「XROP」※読み：クロップ）の本格共同運用を日本パレットレンタル株式会社とともに開始しました。今後レンタルパレットを利用しようとするお客様の導入ハードルを下げ、産業界全体にパレットが活用しやすい環境を創出します。「XROP」により、物流現場の業務負荷の軽減、コスト低減を実現し「2024年問題」の解決に貢献します。

レンタルパレットの稼働率上昇を目指し、効率的なレンタルパレットの調達及びオペレーション管理を引き続き強化すること、人件費やエネルギーコストの上昇に伴うレンタル関連費用の増加分を吸収するためにレンタル単価への転嫁を推進することにより、粗利益率の改善を図ってまいります。

② パレット等物流機器の販売事業：

これまでのネット販売の拡大に加え、2024年問題への対応策の一つとして中継輸送が注目され、その結果、物流拠点の新設が継続しています。この機会をとらえ、パレット等物流機器の販売拡大を狙うとともに、顧客との信頼関係を構築し、パレット等物流機器のレンタル需要も掘り起こします。

③ アシストスーツ事業：

社会的課題である腰痛への対策としてアシストスーツの市場は大きく、今後、より拡大していくものと考えており、発売以来の累計販売台数は3万台を突破しました。物流のお客様には直販中心、非物流のお客様には販売代理店・量販店経由での販売を中心とするチャネル戦略をとり、「サポートジャケットBb+Air ワークベルト」や「サポートジャケットBb+FIT II」など新商品をタイムリーに投入して、販売を拡大してまいります。

④ 物流IoT事業：

既存の「なんつい®」や「ワールドキーパー®」などの追跡ソリューションに加え、「パレットファインダー®」「UスマホKENPIN®」などの新しいソリューションを提供することで、顧客に付加価値を提供してまいります。また、顧客への効率的で付加価値の高いサービスを提供するため、パレット等物流機器のレンタル事業及び販売事業とのシナジーを発揮できるよう追求してまいります。

⑤ ICT事業：

目視不要による業務改善への貢献をキーワードに遠隔監視技術の強化を行いつつ、顧客の拡大のために社外パートナーとの連携による遠隔監視ソリューション提供も進めてまいります。また、「DXタグ®」を活用したソリューションの提案により、牛の発情・体調管理のみならず、物品管理など様々な用途や顧客ニーズに応えることで売上の拡大に取り組んでまいります。

⑥ ビークルソリューション事業：

既存顧客の増車計画に対応した車載器の安定供給、自社運営事業の拡大、カーシェアリングシステムリプレイス案件の獲得、自治体、自動車販売会社、不動産会社等の新規顧客開拓、キーボックス型モビリティ無人貸渡システムの提供等を行いレンタカーや他モビリティサービスへの導入を進め、MaaS事業への参画を促進してまいります。

2.会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	酒 田 義 矢	株式会社レノファ山口 社外取締役
取締役専務執行役員	酒 田 健 治	DX本部長兼先端開発部長
取締役常務執行役員	町 田 敏 明	コーポレート本部長
取締役常務執行役員	石 村 浩	物流事業本部長 ウバパレットサービス株式会社 取締役
取 締 役	有 宗 政 和	
取 締 役	土 田 亮	上智大学法科大学院 教授 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役 株式会社埼玉りそな銀行 取締役監査等委員 法律事務所フロンティア・ロー 弁護士
取 締 役	小 野 塚 邦 子	大妻女子大学 大妻マネジメントアカデミー 講師 大妻女子大学 人間関係学部 非常勤講師
取 締 役	野 村 有 季 子	株式会社ワンキャリア 社外取締役監査等委員
常 勤 監 査 役	伊 東 弘 美	日本プラスト株式会社 社外監査役
監 査 役	松 倉 稔	松倉稔税理士事務所 所長
監 査 役	鈴 木 邦 成	日本大学生産工学部 教授

- (注) 1. 取締役有宗政和氏、取締役土田亮氏、取締役小野塚邦子氏及び取締役野村有季子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役伊東弘美氏、監査役松倉稔氏及び監査役鈴木邦成氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役伊東弘美氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役松倉稔氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役有宗政和氏、取締役土田亮氏、取締役小野塚邦子氏、取締役野村有季子氏、常勤監査役伊東弘美氏、監査役松倉稔氏及び監査役鈴木邦成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
酒 田 健 治	取締役専務執行役員 DX本部長兼先端開発部長	取締役専務	2024年9月1日
町 田 敏 明	取締役常務執行役員 コーポレート本部長	取締役常務	2024年9月1日
石 村 浩	取締役常務執行役員 物流事業本部長	取締役常務執行役員 事業統括本部長兼物流事業 本部長	2024年9月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役酒田義矢氏、酒田健治氏、町田敏明氏、石村浩氏、有宗政和氏、土田亮氏、小野塚邦子氏、野村有季子氏、及び監査役伊東弘美氏、松倉稔氏、鈴木邦成氏と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各役員が自己若しくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合及び各役員が適切な防御活動を行わなかった場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社(海外は除く)の全役員（含む執行役員）及び重要な使用人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等にかかる決定方針

取締役の個別報酬等の内容決定については、「取締役の報酬等にかかる決定方針」にもとづいて、社外取締役を過半とした任意の指名・報酬委員会が役員規程に則り厳正かつ客観的に評価のうえ役員報酬案を作成して取締役会に提言し、決定しております。なお、その裁量の範囲は、あらかじめ株主総会で決議された報酬の範囲内であります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が「取締役の報酬等にかかる決定方針」と整合していることや、指名・報酬委員会からの提言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、「取締役の報酬等にかかる決定方針」を決議しており、その内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役員規程をもとに役位に従い、会社業績や経営内容、役員本人の成果・責任などを考慮した基本報酬（固定額金銭報酬）、及び業績連動報酬（賞与）で構成する。但し、社外取締役は基本報酬（固定額金銭報酬）のみとする。

なお、取締役の報酬等についての考え方や算定方法は次のとおりとする。

2. 報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針

- (1) 取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で取締役会が決定する。
- (2) 各取締役に対する報酬は、原則、従業員給与の最高額を1.0として、役位に従い、会社業績や経営内容、役員本人の成果・責任などを考慮の上算定する。
- (3) 取締役の報酬等は固定額金銭報酬とし、年額をもって決定し、年額の12分の1の額を毎月25日に支払う。
- (4) 取締役の報酬等の改訂は、毎年12月に改訂する。
- (5) 社外取締役は、固定額金銭報酬のみ支給する。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- (1) 取締役に対する賞与（業績連動報酬）は、業務執行役員を対象に、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各役員への配分は別途定める基準に基づいて取締役会にて決定し、毎年12月に支給する。
- (2) 事業部門役員の賞与（業績連動報酬）に係る指標は、税金等調整前当期純利益及び担当部門の事業部責任利益とし、それ以外の取締役の賞与（業績連動報酬）に係る指標は、税金等調整前当期純利益とする。

- (3) 取締役の賞与（業績連動報酬）は、対象期末日時点の月額報酬に、各指標の達成率により定められた支給係数を乗じた額とする。
4. 非金銭報酬等の内容及び額若しくは一又はその算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は支給しない。
5. 上記2～4の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
賞与（業績連動報酬）の支給係数が最大値となった場合の固定額金銭報酬と賞与（業績連動報酬）の割合は2：1となる。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするとき
- (1) 取締役の個人別の報酬等については、社外取締役を委員長とし、社外役員が過半数を占める任意の指名・報酬委員会で取締役個人別の報酬案を作成し、取締役会に提言する。但し、取締役会が報酬の決定を代表取締役に一任した場合は、役員報酬案を代表取締役に提言する。
- (2) 指名・報酬委員会の作成する取締役個人別の報酬案は、固定額金銭報酬及び賞与（業績連動報酬）とする。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	147 (16)	145 (16)	2 (－)	－ (－)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	20 (20)	20 (20)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	167 (36)	165 (36)	2 (－)	－ (－)	11 (7)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当社の業績連動報酬に係る指標は、税金等調整前当期純利益及び担当部門の事業部責任利益であり、その実績は税金等調整前当期純利益は786百万円、事業部責任利益は、物流事業本部が2,075百万円、コネクティッド事業本部が△179百万円であります。それぞれの対予算達成度に応じて、業務執行役員を対象に業績連動報酬（賞与）を決定しております。当該指標を選択した理由は、業績の達成度を明確に把握できる数値のためであります。なお、社外取締役及び監査役は、定期同額の基本報酬のみとしております。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の第40回定時株主総会において、役員賞与を含め年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役の員数は7名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年11月17日開催の第39回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における監査役の員数は3名です。
5. 上記のほか、役員退職慰労引当金の当事業年度における繰入額は45百万円であり、その内訳は、以下のとおりであります。
 取締役 8名 42百万円（うち社外取締役 2名 0百万円）
 監査役 3名 2百万円（うち社外監査役 3名 2百万円）
6. 2023年11月28日開催の第45回定時株主総会決議に基づき、辞任された社外取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
 社外取締役 1名 1百万円

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度において、当社では取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長執行役員

酒田義矢が取締役の個人別報酬額の具体的内容（固定額金銭報酬及び賞与の個人別金額）を決定しています。代表取締役これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況、各取締役の業務執行状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会が取締役会の諮問に対し答申を行っており、その内容を踏まえて決定しています。

- 二．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役土田亮氏は、上智大学法科大学院の教授、株式会社ノエビアホールディングスの社外取締役、株式会社埼玉りそな銀行の取締役監査等委員、及び法律事務所フロンティア・ローの弁護士であります。当社と同氏が所属する法律事務所フロンティア・ローについては、リーガルチェック取引がありましたが、当社と法律事務所フロンティア・ローとの間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。また、当社と他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役小野塚邦子氏は、大妻女子大学大妻マネジメントアカデミーの講師、及び大妻女子大学人間関係学部の非常勤講師であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役野村有季子氏は、株式会社ワンキャリアの社外取締役監査等委員であり、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・常勤監査役伊東弘美氏は、日本プラスト株式会社の社外監査役であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松倉稔氏は、松倉稔税理士事務所の所長であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木邦成氏は、日本大学生産工学部の教授であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 有 宗 政 和	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。また、指名・報酬委員会では委員長を務めています。総合商社で海外事業を含め経験し、また企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有している方です。出席した取締役会等において当社の経営課題に対して、経営全般の観点から有効な発言を行っております。
取締役 土 田 亮	当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。また、指名・報酬委員会のメンバーでもあります。弁護士として、また他社社外役員としての豊富な経験と専門知識を有している方です。出席した取締役会等において、会社法対応やコーポレートガバナンス対応を含め、有効な発言を行っております。
取締役 小 野 塚 邦 子	2023年11月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席いたしました。大手ビールメーカーにて、営業・営業企画部門の管理、人事採用の統括、グループ会社の代表取締役として経営に携わり、企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有している方です。出席した取締役会等において、サステナビリティを含め当社課題に対し、有効な発言を行っております。
取締役 野 村 有 季 子	2023年11月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席いたしました。複数の会社で財務会計、監査、法務などを経験しており、公認会計士として監査業務や海外事業にも携わり、また他社社外役員として豊富な経験と専門知識を有している方です。出席した取締役会等において、財務会計対応やコーポレート・ガバナンス対応を含め、有効な発言を行っております。
常勤監査役 伊 東 弘 美	当事業年度に開催された取締役会16回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した会議体において、金融機関で多くの企業評価を行っていた経験や他社で得た豊富な経験と幅広い見識に基づき、有効な発言を行っております。
監査役 松 倉 稔	当事業年度に開催された取締役会16回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した会議体において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から社外監査役として一般株主と利益相反が生じない独立した立場から有効な発言を行っております。
監査役 鈴 木 邦 成	当事業年度に開催された取締役会16回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した会議体において、生産工学の研究者としての専門的見地から、物流に関して有効な発言を行っております。

⑦ 取締役会の実効性評価

当社は、取締役の役割・機能の向上を目的として、取締役会全体の実効性の分析・評価を行っており、本年においても実施いたしました。その結果の概要は以下のとおりです。

(評価の実施方法)

対象：取締役・監査役・執行役員全員（株主総会後に就任した執行役員は除く）

方法：アンケート及びインタビュー

内容：取締役会の構成、運営状況、発言、情報提供等

実施時期：2024年5月

(評価結果の概要)

前回アンケート同様、取締役会の実効性については、概ね適切という意見が多く「有効に機能している」と評価しております。

取締役の人数は、現段階では妥当であり、独立社外取締役の多様性や積極的な発言も評価されております。

課題としては、「取締役会付議事項の事前説明、情報提供」、「次期中期経営計画の方針及び戦略の審議」、「経営者サクセッションプラン」「適切な経営者報酬体系」が挙げられております。「取締役会付議事項の事前説明、情報提供」では、取締役会付議事項の事前説明や情報提供、付議事項の量等について改善は進んでいるものの、一部において未だ不十分との指摘もあり、その課題を踏まえ、当社グループの企業価値向上のために取締役会の実効性を高めるべく、引き続き改善を図ってまいります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。日常の事業運営に必要な運転資金と将来の事業展開のための内部留保を確保し、健全な財務体質を維持しつつ、当社は連結配当性向10%を目処とし、将来的には連結配当性向30%を目標とするとともに、減配を行わないことを原則としております。

また、経営の機動性と柔軟性の向上を図り、もって株主利益の向上に資するため、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

この基本方針のもと、今回通期の業績を踏まえ、2024年8月期の期末配当につきましては、1株当たり15円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,149,858	流 動 負 債	4,203,422
現金及び預金	3,507,816	買掛金	1,899,455
受取手形	11,656	1年内返済予定の長期借入金	1,490,936
売掛金	1,900,172	未払法人税等	28,482
電子記録債権	127,323	契約負債	40,417
商品	280,077	賞与引当金	247,051
原材料及び貯蔵品	16,054	その他	497,079
未収還付法人税等	12,085	固 定 負 債	8,241,122
その他の	298,277	長期借入金	7,189,736
貸倒引当金	△3,604	繰延税金負債	7,543
固 定 資 産	15,320,177	役員退職慰労引当金	613,548
有形固定資産	13,566,205	退職給付に係る負債	414,206
レンタル資産	11,167,046	資産除去債務	16,087
建物及び構築物	1,120,914	負 債 合 計	12,444,544
機械装置及び運搬具	88,575	(純 資 産 の 部)	
土地	1,086,632	株 主 資 本	8,911,510
建設仮勘定	38,038	資 本 金	96,000
その他	64,997	資 本 剰 余 金	391,349
無 形 固 定 資 産	878,733	利 益 剰 余 金	8,425,121
投資その他の資産	875,238	自 己 株 式	△959
投資有価証券	120,062	その他の包括利益累計額	10,867
繰延税金資産	411,271	その他有価証券評価差額金	9,686
その他の	365,854	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,180
貸倒引当金	△21,950	非 支 配 株 主 持 分	103,113
資 産 合 計	21,470,036	純 資 産 合 計	9,025,491
		負 債 純 資 産 合 計	21,470,036

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上 売上 販売 営業 営業 受 受 受 受 営業 支 投資 貸 倒 特 特 減 そ 税 法 法 当 当 非 親	上 上 費 業 業 受 受 受 受 業 支 投資 貸 倒 特 特 減 そ 税 法 法 当 当 非	高 価 益 費 益 利 息 金 金 他 利 息 損 入 他 利 益 却 益 損 失 の 純 利 益 税 及 事 業 税 額 調 整 純 利 益 当 期 純 利 益 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,463,106 10,635,222 4,827,884 4,249,630 578,253 1,348 300 332,508 43,464 377,622 50,028 9,398 10,000 8,072 77,499 878,376 1,221 86,963 6,383 93,346 786,251 242,397 △85,187 157,209 629,041 31,692 597,349
	総 及 び 一 般 管 理 費 益 益 外 取 利 息 配 当 金 補 償 の 用 費 利 息 損 入 他 利 益 却 益 損 失 の 純 利 益 税 及 事 業 税 額 調 整 純 利 益 当 期 純 利 益 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	高 価 益 費 益 利 息 金 金 他 利 息 損 入 他 利 益 却 益 損 失 の 純 利 益 税 及 事 業 税 額 調 整 純 利 益 当 期 純 利 益 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,463,106 10,635,222 4,827,884 4,249,630 578,253 1,348 300 332,508 43,464 377,622 50,028 9,398 10,000 8,072 77,499 878,376 1,221 86,963 6,383 93,346 786,251 242,397 △85,187 157,209 629,041 31,692 597,349
	受 受 受 受 営業 支 投資 貸 倒 特 特 減 そ 税 法 法 当 当 非 親	高 価 益 費 益 利 息 金 金 他 利 息 損 入 他 利 益 却 益 損 失 の 純 利 益 税 及 事 業 税 額 調 整 純 利 益 当 期 純 利 益 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,463,106 10,635,222 4,827,884 4,249,630 578,253 1,348 300 332,508 43,464 377,622 50,028 9,398 10,000 8,072 77,499 878,376 1,221 86,963 6,383 93,346 786,251 242,397 △85,187 157,209 629,041 31,692 597,349
	上 上 費 業 業 受 受 受 受 営業 支 投資 貸 倒 特 特 減 そ 税 法 法 当 当 非 親	高 価 益 費 益 利 息 金 金 他 利 息 損 入 他 利 益 却 益 損 失 の 純 利 益 税 及 事 業 税 額 調 整 純 利 益 当 期 純 利 益 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,463,106 10,635,222 4,827,884 4,249,630 578,253 1,348 300 332,508 43,464 377,622 50,028 9,398 10,000 8,072 77,499 878,376 1,221 86,963 6,383 93,346 786,251 242,397 △85,187 157,209 629,041 31,692 597,349
	上 上 費 業 業 受 受 受 受 営業 支 投資 貸 倒 特 特 減 そ 税 法 法 当 当 非 親	高 価 益 費 益 利 息 金 金 他 利 息 損 入 他 利 益 却 益 損 失 の 純 利 益 税 及 事 業 税 額 調 整 純 利 益 当 期 純 利 益 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,463,106 10,635,222 4,827,884 4,249,630 578,253 1,348 300 332,508 43,464 377,622 50,028 9,398 10,000 8,072 77,499 878,376 1,221 86,963 6,383 93,346 786,251 242,397 △85,187 157,209 629,041 31,692 597,349
	上 上 費 業 業 受 受 受 受 営業 支 投資 貸 倒 特 特 減 そ 税 法 法 当 当 非 親	高 価 益 費 益 利 息 金 金 他 利 息 損 入 他 利 益 却 益 損 失 の 純 利 益 税 及 事 業 税 額 調 整 純 利 益 当 期 純 利 益 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,463,106 10,635,222 4,827,884 4,249,630 578,253 1,348 300 332,508 43,464 377,622 50,028 9,398 10,000 8,072 77,499 878,376 1,221 86,963 6,383 93,346 786,251 242,397 △85,187 157,209 629,041 31,692 597,349
	上 上 費 業 業 受 受 受 受 営業 支 投資 貸 倒 特 特 減 そ 税 法 法 当 当 非 親	高 価 益 費 益 利 息 金 金 他 利 息 損 入 他 利 益 却 益 損 失 の 純 利 益 税 及 事 業 税 額 調 整 純 利 益 当 期 純 利 益 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,463,106 10,635,222 4,827,884 4,249,630 578,253 1,348 300 332,508 43,464 377,622 50,028 9,398 10,000 8,072 77,499 878,376 1,221 86,963 6,383 93,346 786,251 242,397 △85,187 157,209 629,041 31,692 597,349
	上 上 費 業 業 受 受 受 受 営業 支 投資 貸 倒 特 特 減 そ 税 法 法 当 当 非 親	高 価 益 費 益 利 息 金 金 他 利 息 損 入 他 利 益 却 益 損 失 の 純 利 益 税 及 事 業 税 額 調 整 純 利 益 当 期 純 利 益 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,463,106 10,635,222 4,827,884 4,249,630 578,253 1,348 300 332,508 43,464 377,622 50,028 9,398 10,000 8,072 77,499 878,376 1,221 86,963 6,383 93,346 786,251 242,397 △85,187 157,209 629,041 31,692 597,349
	上 上 費 業 業 受 受 受 受 営業 支 投資 貸 倒 特 特 減 そ 税 法 法 当 当 非 親	高 価 益 費 益 利 息 金 金 他 利 息 損 入 他 利 益 却 益 損 失 の 純 利 益 税 及 事 業 税 額 調 整 純 利 益 当 期 純 利 益 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,463,106 10,635,222 4,827,884 4,249,630 578,253 1,348 300 332,508 43,464 377,622 50,028 9,398 10,000 8,072 77,499 878,376 1,221 86,963 6,383 93,346 786,251 242,397 △85,187 157,209 629,041 31,692 597,349
	上 上 費 業 業 受 受 受 受 営業 支 投資 貸 倒 特 特 減 そ 税 法 法 当 当 非 親	高 価 益 費 益 利 息 金 金 他 利 息 損 入 他 利 益 却 益 損 失 の 純 利 益 税 及 事 業 税 額 調 整 純 利 益 当 期 純 利 益 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	15,463,106 10,635,222 4,827,884 4,249,630 578,253 1,348 300 332,508 43,464 377,622 50,028 9,398 10,000 8,072 77,499 878,376 1,221 86,963 6,383 93,346 786,251 242,397 △85,187 157,209 629,041 31,692 597,349

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月21日

ユーピーアール株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉 岡 浩 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユーピーアール株式会社の2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユーピーアール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集し通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、Web等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)、並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月22日

ユーピーオール株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 東 弘 美 ㊞

監 査 役 松 倉 稔 ㊞

監 査 役 鈴 木 邦 成 ㊞

(注) 常勤監査役伊東弘美、監査役松倉稔及び鈴木邦成は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	酒 田 義 矢 (1964年 5 月30日)	1988年 4 月 積水化学工業(株)入社 1994年11月 ウベパレット(株)（現当社）専務取締役 1998年11月 同社（現当社）代表取締役社長 2005年 9 月 ウベパレットサービス(株) 代表取締役社長 2013年11月 (株)レノファ山口 社外取締役（現任） 2020年11月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）	3,838,000株
	【取締役候補者とした理由】 酒田義矢氏は、当社専務取締役、代表取締役社長を務め、長年にわたり当グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。今後も、当グループの持続的な企業価値向上に必要不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といいたしました。		
2	石 村 浩 (1963年 4 月29日)	1987年 4 月 (株)東芝入社 2008年 6 月 Toshiba America Information SystemsInc. SeniorVice President 2013年10月 同社新規事業開発部 部長 2015年 4 月 同社研究開発統括部マーケティング戦略室 室長 2016年 6 月 当社入社 経営企画部長 2020年11月 当社取締役 常務執行役員 物流事業本部長 2024年 7 月 ウベパレットサービス株式会社 取締役（現任） 2024年 9 月 当社取締役 常務執行役員 事業統括本部長兼物流事業本部長（現任）	17,300株
	【取締役候補者とした理由】 石村浩氏は、(株)東芝で得た経験や深い知見を有しており、当社入社後、経営企画部門の責任者を務め、当社の業務全般を熟知するとともに、現在は物流事業の責任者として中心的な役割を担っております。今後も、その知識及び経験が当グループの持続的な企業価値向上に必要不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といいたしました。		

招集し通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	※ 石 川 修 (1964年8月15日)	1988年 4 月 ㈱三和銀行（現㈱三菱UFJ銀行） 入行 2008年 9 月 同行 法人コンプライアンス部次長 2011年 5 月 同行 法人リスク統括部副部長 2014年10月 ㈱三菱UFJファクター 事業開発部長 2019年 5 月 当社入社 総務人事部 法務グループ長 2020年 9 月 当社 総務部長 2022年11月 当社執行役員コーポレート本部副本部長 兼 総務部長 2024年 9 月 当社執行役員コーポレート統括本部長 兼 総務部長（現任）	—
【取締役候補者とした理由】 石川修氏は、㈱三菱UFJ銀行で得た経験や深い知見を有しており、当社入社以来、主にコンプライアンスや総務・人事の面で中心的な役割を担っております。今後も、当グループの持続的な企業価値の向上に必要な不可欠であると判断したため、新たに取締役候補者いたしました。			
4	あ 有 宗 政 和 (1955年12月15日)	1979年 4 月 丸紅㈱入社 2004年 4 月 同社ゴム部長 2009年 4 月 同社欧州支配人補佐兼丸紅欧州会社副社長 2013年 4 月 同社執行役員ライフスタイル・紙パルプ 部門長 2016年 6 月 丸紅セーフネット㈱ 代表取締役社長 2017年11月 当社社外取締役（現任） 2019年 6 月 （一社）日本養鶏協会 顧問 2020年 7 月 ㈱アキタフーズ 常務取締役	4,100株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 有宗政和氏は、総合商社で海外事業を含め経験し、また企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような知識等を活かし、当社グループの持続的な企業価値向上のための全ての経営課題について、引き続き経営者の視点から有益なアドバイスをいただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	つち だ 土 田 (戸籍上の氏名：寺西 亮) (1968年7月4日)	2010年 1 月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 法律事務所フロンティア・ロー弁護士 （現任） 2014年 4 月 専修大学法学部教授 2015年 6 月 ㈱りそな銀行社外監査役 2017年11月 当社社外取締役（現任） 2018年12月 ㈱ノエビアホールディングス社外監査役 2019年 6 月 ㈱りそな銀行社外取締役 2020年 4 月 上智大学法科大学院教授（現任） 2021年12月 ㈱ノエビアホールディングス社外取締役 （現任） 2023年 6 月 ㈱埼玉りそな銀行取締役監査等委員 （現任）	3,800株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 土田亮氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として、また他社社外役員としての豊富な経験と専門知識を有しております。このような知識等を活かし、当社の経営課題に対し、主に法務、コーポレートガバナンス、コンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただいております、引き続き有効な助言をいただけることを期待し、同氏を社外取締役候補者いたしました。			
6	お の づか くに こ 小 野 塚 邦 子 (1964年6月4日)	1988年 4 月 キリンビール㈱入社 2002年 3 月 同社広域販売推進部 営業企画部 担当部長 2005年 9 月 同社首都圏統括本部 首都圏営業企画部 担当部長 2010年 3 月 同社人事総務部 人事採用担当 主務 2014年10月 同社広域法人営業部 部長 2016年 3 月 キリンアンドコミュニケーションズ㈱ 代表取締役社長 2022年 5 月 大妻女子大学 大妻マネジメントアカ デミー 講師（現任） 2023年 4 月 大妻女子大学 人間関係学部 非常勤 講師（現任） 2023年11月 当社社外取締役（現任）	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小野塚邦子氏は、大手飲料メーカーで営業企画、人事総務、グループ会社の代表取締役などを務め、企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような知識等を活かし、当グループの企業価値向上のため、サステナビリティを含め当社課題に対し有益なアドバイスをいただいております、引き続き有効な助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。			

招 集 し 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
7	野村 有季子 (戸籍上の氏名：馬場 有季子) (1969年12月24日)	1994年 4 月 ハイアットリージェンシーオーサカ(株) 入社 2002年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2006年 4 月 公認会計士 登録 2008年10月 KPMG LLP Hong Kong事務所出向 2013年10月 フィリップモリスジャパン（合同）入社 2014年 6 月 (株)マネースクエアHD 社外監査役 2021年 4 月 長瀬産業(株)入社 2022年 3 月 (株)ワンキャリア 社外取締役監査等委員（現任） 2023年11月 当社社外取締役（現任）	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 野村有季子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、複数の会社で財務会計、監査、法務など経験しております。公認会計士として監査業務や海外事業にも携わり、また他社社外役員として豊富な経験と専門知識を有しております。このような知識等を活かし、当社の経営課題に対し、主に財務会計、コーポレートガバナンスの観点から有益なアドバイスをいただいております、引き続き有効な助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 取締役候補者酒田義矢氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 有宗政和氏、土田亮氏、小野塚邦子氏及び野村有季子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 有宗政和氏、土田亮氏、小野塚邦子氏、野村有季子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 有宗 政和氏 7年
土田 亮氏 7年
小野塚 邦子氏 1年
野村 有季子氏 1年
6. 当社は、有宗政和氏、土田亮氏、小野塚邦子氏及び野村有季子氏の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役及び監査役と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、職務の執行において悪意、重過失がないことを条件に同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定め

る範囲において当社が補償することとしております。

各候補者の再任が承認された場合、各候補者との当該契約を継続する予定です。また、石川修氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。

8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

9. 当社は、有宗政和氏、土田亮氏、小野塚邦子氏及び野村有季子氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】 スキルマトリックス

	候補者 番号	氏名	社外	女性	独立性	指名・報酬 委員会	経営全般	業界知識 (物流)	国際経験	ESG サステナビリティ	技術 研究開発	財務会計	法務・リスク マネジメント
取締役	1	酒田 義矢				○	○	○		○			
	2	石村 浩					○	○	○	○	○	○	
	3	石川 修					○			○		○	○
	4	有宗 政和	○		○	◎	○		○				○
	5	土田 亮	○		○	○				○		○	○
	6	小野塚邦子	○	○	○		○			○			
	7	野村有季子	○	○	○		○		○			○	○

※上記は、各人の有するすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

※指名・報酬委員会◎は、委員長。

※当社は、執行役員制度を導入しております。本定時株主総会後に開催される取締役会において選任予定の執行役員等（取締役を除く）については、次のとおりです。

	候補者 番号	氏名	女性	指名・報酬 委員会	経営全般	業界知識 (物流)	国際経験	ESG サステナビリティ	技術 研究開発	財務会計	法務・リスク マネジメント
執行役員	-	岩西 慶太				○		○			
	-	袴田 真一				○		○			
	-	中野 正樹				○		○	○		
	-	村田 直輝				○					
	-	石川 雄一				○	○				

【ご参考】 取締役の選任についての指名・報酬委員会の審議にかかる基本方針

1. 取締役選任の基本方針

当社では、当社の持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を取締役とすることを基本方針とする。

この方針を実現するため、次のような資質を有する者の中から、各自に期待される役割や責務を実効的に果たすことが出来る全般的な能力を備えた者がバランス良く取締役会を構成するように考慮する。

- イ) 当社の経営理念を理解・尊重し、すぐれた人格及び見識を有する者
- ロ) 当社の企業理念、企業文化を十分理解し、事業に関して求められる十分な知見や経験を有する者
- ハ) 当社の業務に関する高度な専門知識を有し、会社経営に携わる者として優れた能力を有する者

2. 取締役候補者の選定基準

(1) 社内取締役

- イ) 当社の行う事業についての高度な知識及び理解を有し、経営判断、業務の執行について優れた能力を有する者
- ロ) 当該候補者が現に当社取締役又は従業員である場合には、当社において適切に職務を遂行し、現在の職位において会社に十分な貢献をしている者であること

(2) 社外取締役

独立役員としての資格を有する者であり当社と特別な利害関係を有しない者であって、以下のいずれかに該当する高い能力、経験、識見を有し、当社の経営に適切な助言を行い、取締役の職務の監督を行うことができる者

- イ) 企業経営に関与した経験を有し企業経営に関する優れた能力を有する者
- ロ) 法律に関する相当程度の専門知識を有する者
- ハ) 財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者
- 二) 当社のビジネスに関連する業界の知識や経験を有する者
- ホ) 研究、開発、マーケティング等について豊富な経験を有する者
- ヘ) その他当社社外取締役として求められる能力、経験を有する者

第2号議案 監査役1名選任の件

伊東弘美氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
伊 東 弘 美 (1960年5月6日)	1983年4月 ㈱協和銀行（現㈱りそな銀行）入行 2000年3月 ㈱あさひ銀行（現㈱りそな銀行） 津支店長 2001年11月 同行赤門通支店長 2003年10月 ㈱りそな銀行新都心営業第三部長 2007年4月 同行川崎支店長 2009年4月 同行執行役員首都圏地域担当 2011年6月 同行執行役員大阪地域担当 2015年4月 りそなビジネスサービス㈱専務取締役 2017年4月 ㈱レオパレス21 常務執行役員 2018年6月 同社取締役常務執行役員 2019年7月 りそな総合研究所㈱ シニアアドバイザー 2020年6月 日本プラスト㈱社外監査役（現任） 2020年11月 当社常勤監査役（現任）	—
【社外監査役候補者とした理由】 伊東弘美氏は、㈱りそな銀行や他社で得た豊富な経験と幅広い見識を有しており、今後も、当グループの監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、引き続き同氏を社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 伊東弘美氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊東弘美氏は社外監査役候補者であります。
3. 伊東弘美氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、伊東弘美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役及び監査役と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、職務の執行において悪意、重過失がないことを条件に同項第1号の費用及び同項第2

号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。伊東弘美氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定です。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。伊東弘美氏の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、伊東弘美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。なお、伊東弘美氏は、日本プラスト株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

【ご参考】 スキルマトリックス

	氏名	社外	女性	独立性	指名・報酬委員会	経営全般	業界知識 (物流)	国際経験	ESG サステナビリティ	技術 研究開発	財務会計	法務・リスク マネジメント
監 査 役	伊東 弘美	○		○		○					○	○
	松倉 稔	○		○							○	
	鈴木 邦成	○		○			○			○		

※上記は、各人の有するすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役酒田健治氏及び町田敏明氏の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。
本議案は、役員退職慰労金規程に基づき支給するものであり、相当であると判断しております。
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
酒 田 健 治	1996年11月 ウベパレット(株) (現当社) 専務取締役 2020年11月 当社取締役 専務執行役員 2024年 9 月 当社取締役専務 (現任)
町 田 敏 明	2014年11月 当社取締役 2020年11月 当社取締役 常務執行役員 2024年 9 月 当社取締役常務 (現任)

第4号議案 非常勤社外取締役及び非常勤社外監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、2023年11月15日開催の取締役会において、同日付で非常勤社外取締役及び非常勤社外監査役の退職慰労金制度を廃止することを決議しました。なお、非常勤社外監査役の退職慰労金制度廃止に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

これに伴い、廃止日時点で在任しておりかつ在任中の非常勤社外取締役2名及び非常勤社外監査役2名に対して、それぞれの就任時から非常勤社外取締役及び非常勤社外監査役の退職慰労金制度の廃止日までの在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各氏が取締役、監査役及び執行役員をすべて退任した時とし、その具体的な金額、方法等は、非常勤社外取締役は取締役会に、非常勤社外監査役は監査役による協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる非常勤社外取締役及び非常勤社外監査役ならびにその略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
あり むね まさ かず 有 宗 政 和	2017年11月 当社非常勤社外取締役（現任）
つち だ りょう 土 田 亮 (戸籍上の氏名：寺西 亮)	2017年11月 当社非常勤社外取締役（現任）
まつ くら みのる 松 倉 稔	2012年10月 当社非常勤社外監査役（現任）
すず き くに のり 鈴 木 邦 成	2017年11月 当社非常勤社外監査役（現任）

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

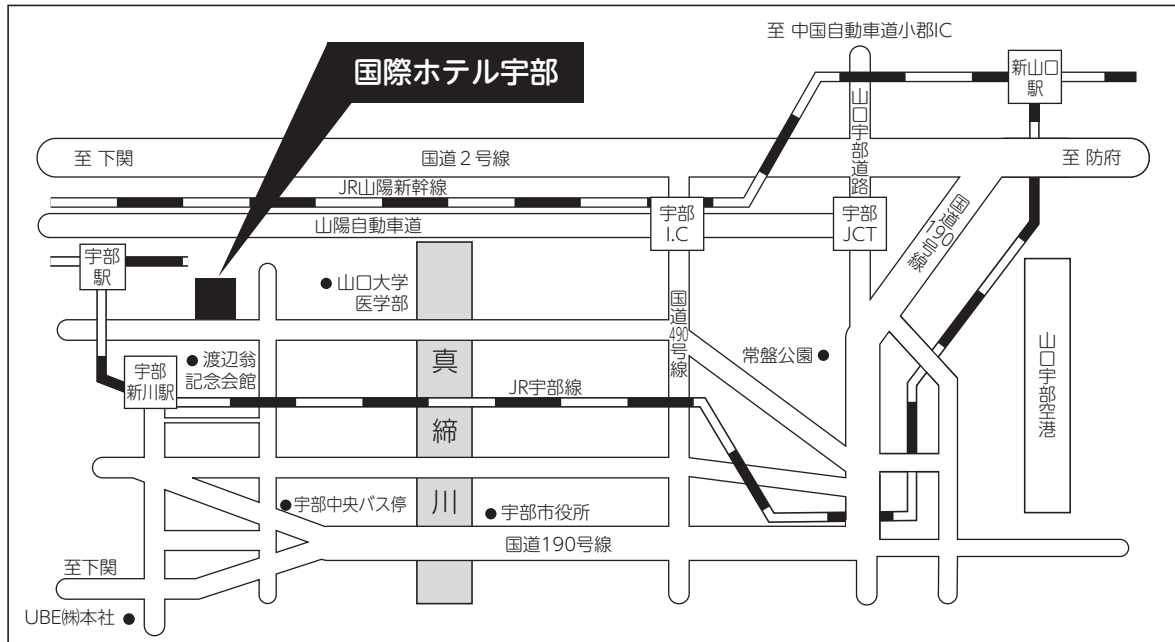
Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：山口県宇部市島一丁目7番1号

国際ホテル宇部 3階 ダイアモンドホールⅡ

TEL：0836-32-2323



交通：山口宇部空港より車で約10分

JR宇部新川駅より徒歩約5分

山陽自動車道宇部下関線 宇部I.C.より車で約15分